

# 手当と助成

保育こども課 ☎ 25-5206 各総合支所市民福祉課

子どもの健やかな育ちを  
社会全体で応援

お子さんの保健の向上に  
寄与する制度

## ◎児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する制度です。

### ●支給要件

- ・日本国内に住所があること
- ・15歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を養育している方

### ●手当の額

年齢	1人当たり月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ただし、施設入所児童(里親含む)の場合 10,000円
中学生	一律 10,000円

※所得に応じて、特例給付として月額5,000円(一律)となる場合や、受給資格が消滅となる場合があります。

### ●支給方法

6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給

### ●手続き

- ・子どもの出生または転入から15日以内に保育こども課、または各総合支所市民福祉課で手続きしてください。
- ・申請には申請者の健康保険証、預金通帳、印鑑が必要です。秩父市で所得が確認できない方は、所得証明書も添付してください。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバーによる情報連携を含む)によって確認できるときは省略できます。その他状況により必要となる書類があります。
- ・公務員の方は、勤務先への申請になります。

### ●現況届

- ・令和4年度から公簿等で6月1日の状況を確認することができる場合、現況届の提出が原則不要となります。ただし、引き続き現況届の提出が必要な方には、個別に通知します。
- ・市から書類を郵送しますので、6月末日までに保育こども課、または各総合支所市民福祉課へ提出してください。
- ・届出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

### ●変更届

- 下記のようなときは、必ず届け出てください。
- ・市外に転出することになったとき
  - ・児童を養育しなくなったとき
  - ・支払金融機関や口座番号、口座名義が変わったとき

### ●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

## ◎こども医療費助成制度

秩父市に住所がある子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにし、子どもの保健向上と福祉増進を図るための制度です。

埼玉県内の医療機関(柔道整復・鍼灸マッサージを除く)で受診の場合は、窓口支払いはありません。ただし、1医療機関につき月額21,000円以上になると現金での支払いが必要になります。

### ●対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども  
※重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている子ども、生活保護世帯や児童福祉施設等に入所している子どもは対象となりません。

### ●助成する医療費の範囲

子どもの加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分

※健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、食事代など保険適用外の費用や日本スポーツ振興センター災害共済の医療給付を受けるときは支給の対象となりません。

### ●手続き

#### <登録申請するとき>

- ・子どもの健康保険証
- ・印鑑
- ・預金通帳(保護者のもの)

#### <給付申請するとき>

埼玉県内の1医療機関で月額

21,000円以上支払った場合及び埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給資格証、健康保険証を申請窓口にお持ちになり申請してください。

### ●変更届

下記のようなときは、必ず届け出てください。

- ・市外に転出することになったとき
- ・氏名や保護者が変更になったとき
- ・加入する健康保険が変更になったとき
- ・支払金融機関や口座番号が変わったとき
- ・生活保護の受給者となったとき

### ●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

## 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出産を奨励することを目的とする制度

### ◎出産祝金事業

秩父市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、「秩父市出産祝金」を支給します。

#### ●対象者

令和4年4月1日以降に生まれた児童及びその児童を養育する父母等のうち、次の要件全てを満たす者

- ①出生日から申請日まで秩父市の住民基本台帳に引き続き記載されている子を養育している方
- ②申請日において引き続き1年以上市内に居住する父母等
- ③市税等の滞納がない方(配偶者を含む)

※秩父市に住んで1年に満たない場合は、1年経過後に申請できます。

※対象児童が転出等により秩父市の住民ではなくなった場合は受給資格を失います。

#### ●支給額

第1子 12万円

第2子 30万円(基準日ごとに計3回の支給)

第3子 50万円(基準日ごとに計5回の支給)

#### ●申請手続き

出生届の提出後に保育こども課でご案内します。口座番号がわかるものをお持ちください。

※第2子以降に該当する場合は対象児童と養育している児童が記載された戸籍謄本と一緒に後日申請になります。

#### ●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

## ひとり親家庭等の児童の福祉増進のための手当

### ◎児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重い障がいの状態にあって児童を育成している家庭に対し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉増進を図ることを目的に支給されている手当です。

#### ●支給の要件

次の要件のいずれかに該当する児童(18歳到達年度末日までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童)の父・母または養育者

- ①父母が婚姻を解消した児童
  - ②父または母が死亡した児童
  - ③父または母に一定の障がいがある児童
  - ④父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令をうけた児童
  - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
  - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・児童や父・母または養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が里親に委託されており、児童福祉施設等に入所しているとき

#### ●手当の額

令和5年4月分～

児童数	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降加算額 (1人につき)	6,250円	6,240円～3,130円

#### ●支給方法

奇数月にそれぞれ前月分までを支給。

ただし、所得制限に該当する場合は手当の一部または全部の支給が停止されます。

#### ●手続き

必要書類(戸籍謄本、健康保険証、印鑑、預金通帳、所得証明書、通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード)を申請窓口へお持ちになり手続きしてください。

(注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

※家庭の状況により、必要書類が異なります。

#### ●現況届

毎年8月1日現在で受給資格のある方は、現況届の提出が必要です。届出に必要な書類は市から送付します。

#### ●その他の届出

児童や受給者に氏名、住所、金融機関等の変更があったときは、必ず届け出してください。

#### ●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

# 手当と助成

保育こども課 25-5206 子育て支援課 26-6535

## ひとり親家庭等の保健の向上に寄与する制度

### ◎ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、児童の保健向上と福祉増進を図るための制度です。埼玉県内の医療機関(柔道整復・鍼灸マッサージを除く)で受診の場合は、窓口支払いはありません。ただし、1医療機関で月額21,000円以上(70歳以上の方は8,000円以上)になると現金での窓口支払いが必要になります。

#### ●対象者

18歳到達後の最初の3月31日まで(一定の障がいのある児童は20歳になるまで)の児童を養育している、ひとり親家庭の父・母・養育者及び児童

#### ●助成する医療費の範囲

健康保険が適用される医療費の自己負担分

※健康保険から高額療育費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。

※健康診断、予防接種、差額ベット代、食事代など保険適用外の費用や日本スポーツ振興センター災害共済の医療給付を受けるときは支給の対象なりません。

#### ●手続き

##### <登録申請するとき>

必要書類(戸籍謄本、健康保険証、印鑑、預金通帳、所得証明書、通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード)を申請窓口へお持ちになり手続きしてください。

※家庭の状況により別に書類が必要な場合があります。

(注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

##### <給付申請するとき>

埼玉県内の1医療機関で月額21,000円以上(70歳以上の方は8,000円以上)

支払った場合及び埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給者証、健康保険証を申請窓口にお持ちになり申請してください。

#### ●更新手続き

受給資格のある方(停止中の方を含む)は、更新の手続きが必要です。郵送される書類によって、手続きをしてください。

※児童扶養手当との併給者は省略することができます。

#### ●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

## ひとり親家庭の父母が教育訓練施設に支払った経費の一部を支給

### ◎自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭(20歳未満の子を養育している)の父または母が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給します。

#### ●対象者(要件)

- ・児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の父または母
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること
- ・過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと

#### ●対象講座

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座
- ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
- ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)

※厚生労働省ホームページ(教育訓練給付制度 厚生労働省)で検索をご覧になるか、ハローワークにお問い合わせください。

#### ●支給額

- ①一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方(対象講座の①②を受講する方)  
→対象講座を受講するために支払った入学料及び受講料の合計額の60%相当額を支給(12,001円~20万円を上限)

- ②専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方(対象講座の③を受講する方)  
→対象講座を受講するために支払った入学料及び受講料の合計額の60%相当額を支給(12,001円~40万円×修学年数(4年を上限)を上限)

#### ③上記①②以外の方

→上記①②の額から、支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

#### ●事前相談

給付を希望される方は事前相談が必要ですので、講座の受講開始前に子育て支援課へご相談ください。

#### ●提出書類

- ・受講対象講座指定申請書など

#### ●問合せ・申請窓口

子育て支援課(下郷児童館2階)

## ひとり親家庭の父母が高等職業訓練の修業期間中に給付金を支給

### ◎高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭(20歳未満の子を養育している)の父または母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間(上限48か月)について、手当を支給します。加えて、修了支援給付金を支給します。

#### ●対象者(要件)

- ・児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の父または母
- ・養成機関で1年以上(令和5年度に限り、6か月以上)のカリキュラムを修了し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

#### ●対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の資格(令和5年度に限り、デジタル分野等の民間資格(シスコシステムズ認定資格等)も対象)

#### ●支給期間及び支給額

修業全期間(上限48か月)

高等職業訓練 促進給付金	市民税 非課税世帯	月 100,000円 ※月 140,000円
	市民税 課税世帯	月 70,500円 ※月 110,500円

※養成機関で修業する期間の最後の12か月については、

課税世帯・非課税世帯ともに月額40,000円増額

修了支援給付金	市民税 非課税世帯	50,000円
	市民税 課税世帯	25,000円

#### ●事前相談

修業開始前に子育て支援課へ事前相談してください。

#### ●申請期間

- ・高等職業訓練促進給付金…修業を開始した日以後
- ・修了支援給付金…修了日を経過した日以後  
(修了日から起算して30日以内)

#### ●提出書類

- ・支給申請書、在籍証明書、戸籍謄本など

#### ●問合せ・申請窓口

子育て支援課(下郷児童館2階)

#### ◇市町村民税非課税世帯とは

前年の所得額によって市町村が決定した市町村民税(均等割を含む)において、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者(直系血族と兄弟姉妹)それぞれ全員に対して決定された税額が0円であった世帯。

## 母子及び父子並びに寡婦の経済的自立やお子さんの福祉増進のための資金の貸付

### ◎母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を貸付します。

#### ●対象者

- ①母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満の子を扶養している方で、配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現在結婚していない方など)
- ②父母のいない、20歳未満の子
- ③寡婦(かつて母子家庭の母であった方。一部所得制限があります)
- ④離婚等で配偶者がいない40歳以上の女性で、①、③に該当しない方(一部所得制限があります)
- ⑤上記①、③に該当する方の子(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金に限られ、母や父または寡婦の方が連帯保証人としての要件を満たす必要があります)

#### ●貸付内容

##### 就学支度資金

子が小・中学校、高等学校等、大学等への入学に必要な入学金、被服等を購入するための資金(小・中学校の場合には所得税が非課税の方)

##### 修学資金

子が高等学校、高等専門学校、大学、大学院等で学ぶための授業料、書籍代のための資金

##### 修業資金

子が起業または就職するために必要な知識技能を習得するための資金

##### 就職支度資金

母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金

##### 技能習得資金

母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するためには必要な知識技能を習得するための資金

##### 医療介護資金

母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費、介護費自己負担分のための資金

##### 生活資金

母、父または寡婦が技能習得中、治療中、失業中、母子家庭・父子家庭となって7年未満であるときの生活費として必要な資金

##### 転宅資金

母、父または寡婦が住居移転に際して必要な敷金、運送費等のために必要な資金